

(資料 18-1)

社会保障・税番号制度の導入に係る国民健康保険に関する事務における「特定個人情報保護評価書」(素案)のパブリック・コメントの実施について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下、「番号法」という。)(平成 25 年法律第 27 号)に基づき社会保障・税番号制度が導入され、平成 28 年 1 月から地方公共団体等において個人番号を利用した事務が開始される予定である。

番号法では、個人番号を利用する事務の内容・範囲等が定められており、それらの事務で「個人番号」をその内容に含む個人情報ファイル(以下、「特定個人情報ファイル」という。)を保有しようとする場合には、保有する前に特定個人情報保護評価書を公示し、広く区民の意見を求めるものとされている。

については、番号法により個人番号の利用が認められている国民健康保険に関する事務を当区において行うにあたり、「特定個人情報保護評価書」(素案)により特定個人情報の保護措置等を公表し、公表した「特定個人情報保護評価書」(素案)についてパブリック・コメントを実施するものである。

1 特定個人情報保護評価の概要

(1) 特定個人情報保護評価とは

社会保障・税番号制度における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測したうえで、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じていることを確認の上、特定個人情報保護評価書において自ら宣言するものである。

国民健康保険に関する事務についての「特定個人情報保護評価書」は、本パブリック・コメントの実施後、個人情報保護や情報システムに知見を有する専門家等の第三者による点検を経た後、国の特定個人情報保護委員会へ提出し、公表する。

(2) 特定個人情報保護評価の目的

事前にプライバシー等保護の評価・対策を実施することで、特定個人情報を扱う事務における個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止し、国民・住民の信頼を確保することを目的とする。

(3) 特定個人情報保護評価の対象

国民健康保険に関する事務において特定個人情報保護評価の対象となるファイルは、「国民健康保険情報ファイル」となる。

(4) 根拠法令

番号法第 26 条及び第 27 条

2 国民健康保険に関する事務における特定個人情報保護評価

(1) 対象事務の根拠

- ア 番号法第 9 条第 1 項別表第 1 の 30 項
- イ 主務省令第 24 条

(2) しきい値判断

しきい値判断とは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務について特定個人情報保護評価を実施するにあたり、実施が義務付けられる特定個人情報保護評価の種類を判断することを言う。

当事務では、平成 27 年 4 月 1 日現在の対象者数(被保険者数)が 105,575 人、取扱者が 280 人(医療保険年金課 76 人、戸籍住民課 68 人、特別出張所 136 人)であることより、『重点項目評価』の実施が必要となるが、新宿区の方針(新宿区特定個人情報保護評価の実施に関する要綱第 4 条第 2 項参照)により『全項目評価』を実施する。

(3) 特定個人情報保護評価書（素案）

別紙「特定個人情報保護評価書（全項目評価書）」（素案）のとおり

3 パブリック・コメントの実施

以下のとおり新宿区パブリック・コメント制度を活用し、「特定個人情報保護評価書（全項目評価）」（素案）に対する意見を募集する。

なお、「地方税に関する事務」「国民年金に関する事務」についても同日程でパブリック・コメントを実施する。

(1) 実施期間

平成 27 年 7 月 15 日（水）～平成 27 年 8 月 13 日（木） 30 日間

(2) 周知方法

広報しんじゅく（平成 27 年 7 月 15 日号）及び区ホームページにおいて意見募集を掲載

(3) 閲覧資料

- 意見募集概要
- 特定個人情報保護評価書（素案）概要
- 特定個人情報保護評価書（素案）
- 用語解説
- 新宿区パブリック・コメント意見用紙

(4) 閲覧・配布場所

医療保険年金課（本庁舎 4 階）、広聴担当課、各特別出張所、区政情報センター、図書館及び区ホームページ

(5) 意見提出方法

郵送・ファックス・窓口持参（医療保険年金課）及び区ホームページにおいて受け付ける。

4 今後のスケジュール

平成 27 年	7 月 13 日（月）	個人情報保護審議会へ評価書（素案）を報告
	7 月 15 日（水）	パブリック・コメント開始
	8 月 13 日（木）	パブリック・コメント終了
	9 月上旬～下旬	第三者点検
	9 月中旬～	個人情報保護審議会へ評価書（素案）の見直し
	11 月 4 日（水）	個人情報保護審議会へ評価書を報告
	11 月中旬	特定個人情報保護委員会へ評価書を提出
	11 月下旬	評価書の公表